

## 令和8年度 第1回建築審査会 議事録

1 日 時 令和8年9月29日(火) 午後2時から午後2時30分まで

2 場 所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室

### 3 出席者

|            |     |         |     |         |
|------------|-----|---------|-----|---------|
| (1) 建築審査会側 | 会 長 | 塚 本 俊 明 | 委 員 | 烏帽子田 彰  |
|            | 委 員 | 折 橋 洋 介 | 委 員 | 徐 康 勲   |
|            | 委 員 | 天 満 類 子 | 委 員 | 保 志 明 子 |

※ 委員6名は、Web会議システムを利用して出席した。

|              |        |         |         |         |
|--------------|--------|---------|---------|---------|
| (2) 建築審査会事務局 | 幹事・課 長 | 永 井 修   | 書記・課長補佐 | 原 千 洋   |
| 特定行政庁側       | 書記・主 事 | 鱸 拓 也   | 書記・技 師  | 佐 藤 真 哉 |
|              | 書記・技 師 | 梶 村 昇 平 |         |         |

### 4 付議案件

議案第1号 建築基準法第43条第2項第2号に係る許可（建築物の接道義務の特例）について【申請場所：安佐南区祇園町字大谷91-1 用途：公衆便所】

### 5 審議結果

議案第1号 同 意

### 6 報告事項

「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可について

### 7 公開・非公開の別

公開

### 8 傍聴人の人数

0人

### 9 会議資料

- (1) 議案第1号
- (2) 「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可案件報告書
- (3) 「建築基準法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可案件報告書

### 10 発言の内容

別紙のとおり

## 1 付議案件について

### 議案第 1 号

- 議 長 それでは、ただ今から付議案件の同意に当たって審議を行います。  
議案第 1 号について事務局から説明をお願いいたします。
- 特 定 行 政 庁 (別紙議案第 1 号により概要を説明)  
(別紙議案第 1 号により説明)
- 議 長 ありがとうございます。  
それでは今御説明がございました件について、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。
- 委 員 最後の説明で衛生上の問題があったんですね。説明を読む限りは、  
周囲に対しては衛生上問題ないということですが、本来のトイレそのものの衛生は問題ないでしょうか。カビや危険防犯の問題の部分が気になりました。通風等に関してはトイレの中の問題を書いてないのでその辺は大丈夫かと。以上です。
- 議 長 はい、ありがとうございます。今のご質問についてご回答ありましたらお願いいたします。
- 特 定 行 政 庁 便所の清掃は、水洗いにて行いまして、週 1 回程度実施するという  
ことで、契約を結んでいるとのことですよ。
- 委 員 週 1 回清掃、当然維持管理はされていると思いますが、不衛生じゃないかということだけです。風通しは多分いいんだろうと思うんですが、そこは分かりますか。窓とかよくわからなかったの。あるいはドアの上下が多少空いているとか、そういった密室にならないかどうかそういった問題も含めて、図ではよくわからなかったの。
- 議 長 はい、ありがとうございます。今の件、追加の御回答はありますか。
- 特 定 行 政 庁 平面図を見ると、自然換気式の臭突管が設けられておりますので、  
完全に密室にはなりません。また、今回設置する範囲を見ていただいても分かるように、周囲は木はあるんですけど、開けた空間にはなっていますので、通風だったり日照というところも支障がない配置にはなっております。また今回ちょっと図面では分かりにくいんですが、上から光が入るトップライトも入っていますので、日中は暗くなるというところはないと考えております。
- 委 員 これは穴が開いているんですか。要するにカビたりしなければいい  
と思います。こういう意見があったということでよろしく願いします。
- 議 長 御質問がないようでございますので、議案第 1 号については、同意  
することとしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。  
(異議なし。)
- 議 長 それでは、議案第 1 号につきましては同意することといたします。  
ありがとうございます。

## 2 報告事項について

ア 「建築基準法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可について

イ 「建築基準法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可について

議長 続いて、報告事項です。今回は、報告事項アの「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可と、報告事項イの「法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可についての2件の報告です。報告の対象期間は、令和8年3月から令和8年8月までの間です。

これにつきまして、定例のものであるため、前回同様、資料の送付をもって報告の説明に代えさせていただきます。

それでは、ご質問はございませんか。

議長 ないようでしたら、これもちまして、本日の建築審査会は終了いたします。ありがとうございました。